

平成16年12月28日

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
事務局長 長野浩三殿

回答者

株式会社ノヴァ代理人

弁護士 寺村 温雄

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴法人から平成16年12月15日付申入書を拝受いたしました
が、貴法人は、回答者に対して書面到達後2週間以内の書面による回答を
求めておられますが、回答者株式会社ノヴァは、受講契約の内容につきま
しては特定商取引法に則り、経済産業省とも協議のうえで適正に処理いた
しているものでありますので、貴書面に関して下記質問事項につきご説明
賜りたく本書をもってお願い申し上げます。

記

- 1 貴法人が、民間事業会社の業務に関して「申し入れ」をされること
は、どのような法的根拠に基づくものでしょうか。根拠法及び根拠条
文をお教えてください。
- 2 貴法人の「申し入れ」に対して、これを受領した民間事業会社には
回答義務があるのでしょうか。あるとすればその根拠をお教えてください。

敬具